

議案第116号

頭島かた舟会館の指定管理者の指定について

次のとおり頭島かた舟会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
頭島かた舟会館	日生町漁業協同組合	令和 3年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで

令和2年11月25日提出

備前市長 田 原 隆 雄

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 日生町漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 淵本 重廣

所 在 備前市日生町日生801番地4

(2) 団体の位置付け

水産業協同組合法の定めるところにより設立された協同組合

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

日生町漁業協同組合は、頭島かた舟会館の建設当初から長年にわたって常に市と連携し管理運営を行っている。また、頭島かた舟会館は当組合頭島支所事務所と併設されているため、効率的かつ的確に運営できることから指定管理者として適当と認められる。